

令和 7 年度
練馬区地域包括支援センター事業実績について
(報告)

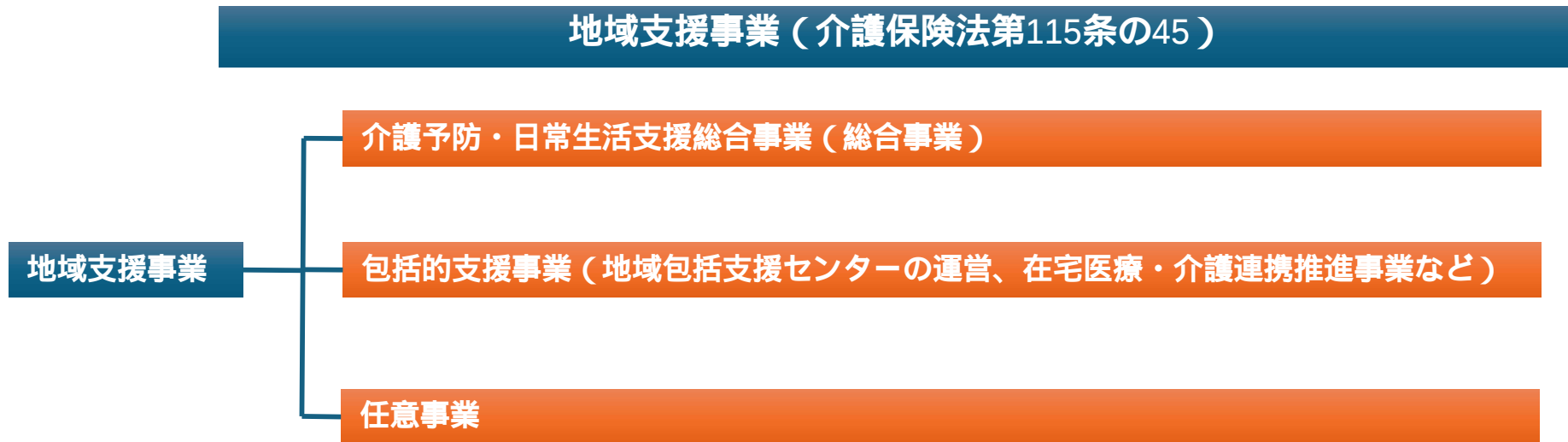
令和 8 年 7 月 24 日
高齢施策担当部高齢者支援課

地域支援事業（介護保険法第115条の45）

「市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業を行うものとする。」

地域支援事業実施要綱

「地域支援事業は、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談および支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制および認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものである。」



地域支援事業（介護保険法第115条の45）

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

第1号介護予防支援事業

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

総合相談事業

地域ネットワークの構築、実態把握、総合相談支援など

権利擁護事業

成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネ支援、地域ケア会議の開催

地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援ネットワークの構築

地域ケア会議推進事業

ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

区独自事業

在宅医療・介護連携推進事業

在宅療養や認知症に関する相談支援
（医療と介護の相談窓口）

生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター、地域づくり

認知症総合支援事業

認知症地域支援推進員、地域支援・ケア向上など

包括的支援事業（社会保障充実分）

任意事業

練馬区の地域包括支援センターはこれらの事業を一体的に実施している

地域支援事業（介護保険法第115条の45）

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

包括的支援事業（社会保障充実分）

在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の提供体制の構築

生活支援体制整備事業

多様な主体によるサービス・活動の提供と地域の支え合いの体制づくりの推進

生活支援コーディネーター

（生活支援・介護予防サービスの担い手の養成等含む）

協議体

住民参画・官民連携推進事業

就労的活動支援コーディネーター

認知症総合支援事業

認知症初期集中支援推進事業

認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員

認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業

チームオレンジ支援

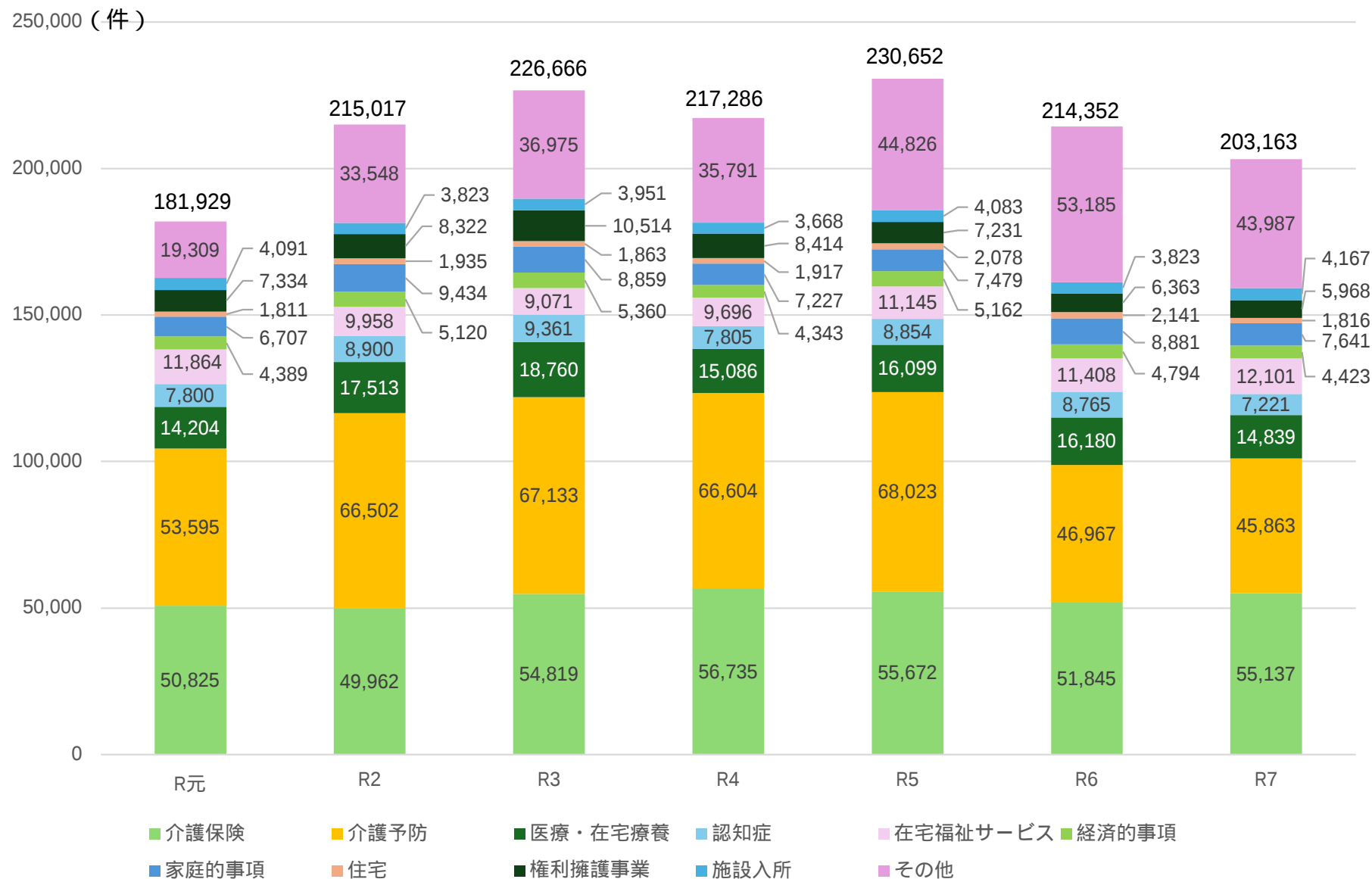
地域研会議推進事業

地域ケア会議推進事業

任意事業

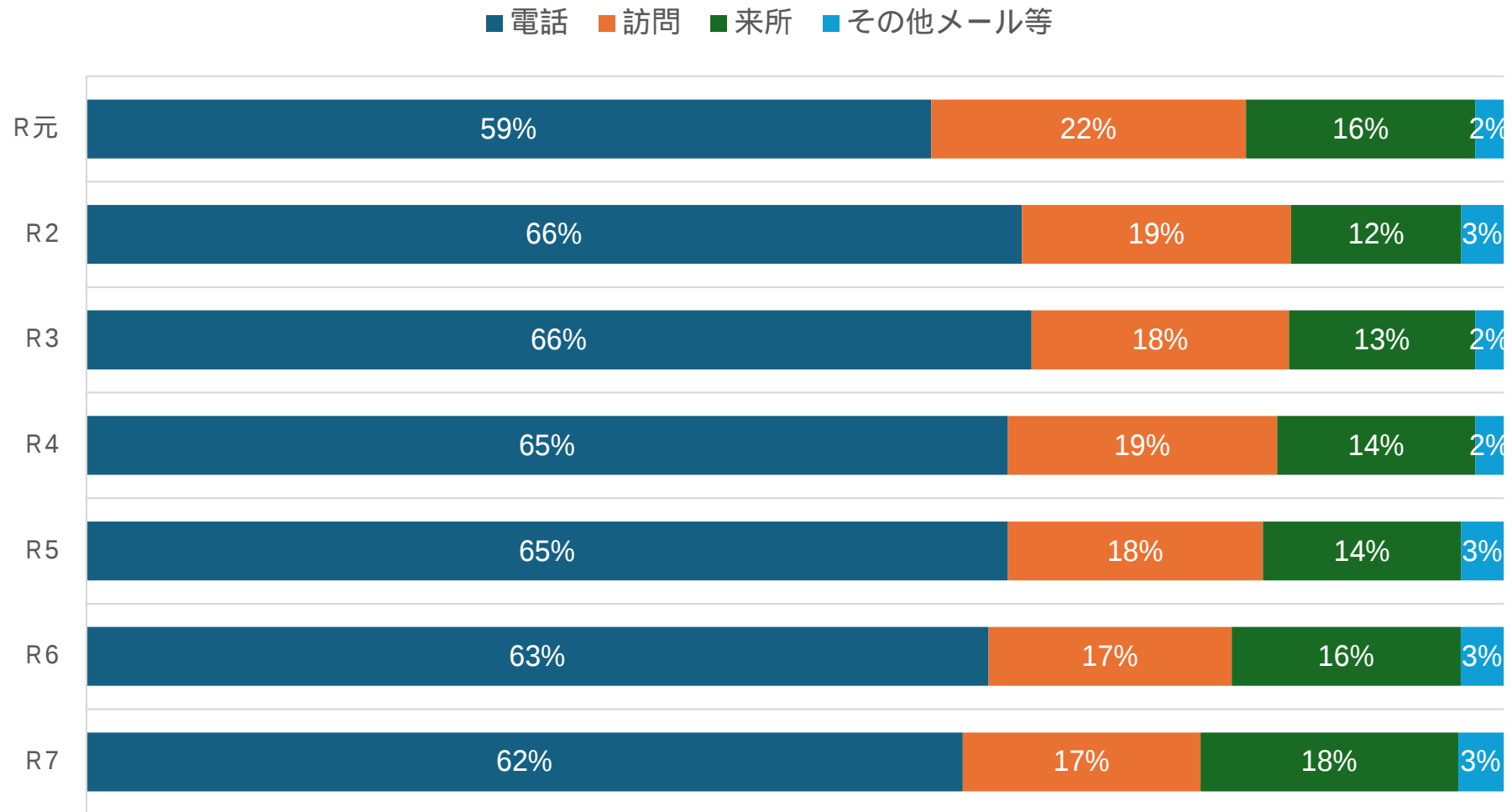
総合相談および権利擁護相談件数（延）

令和 7 年度は相談件数は203,163件で、令和 6 年度比 5 %減少。



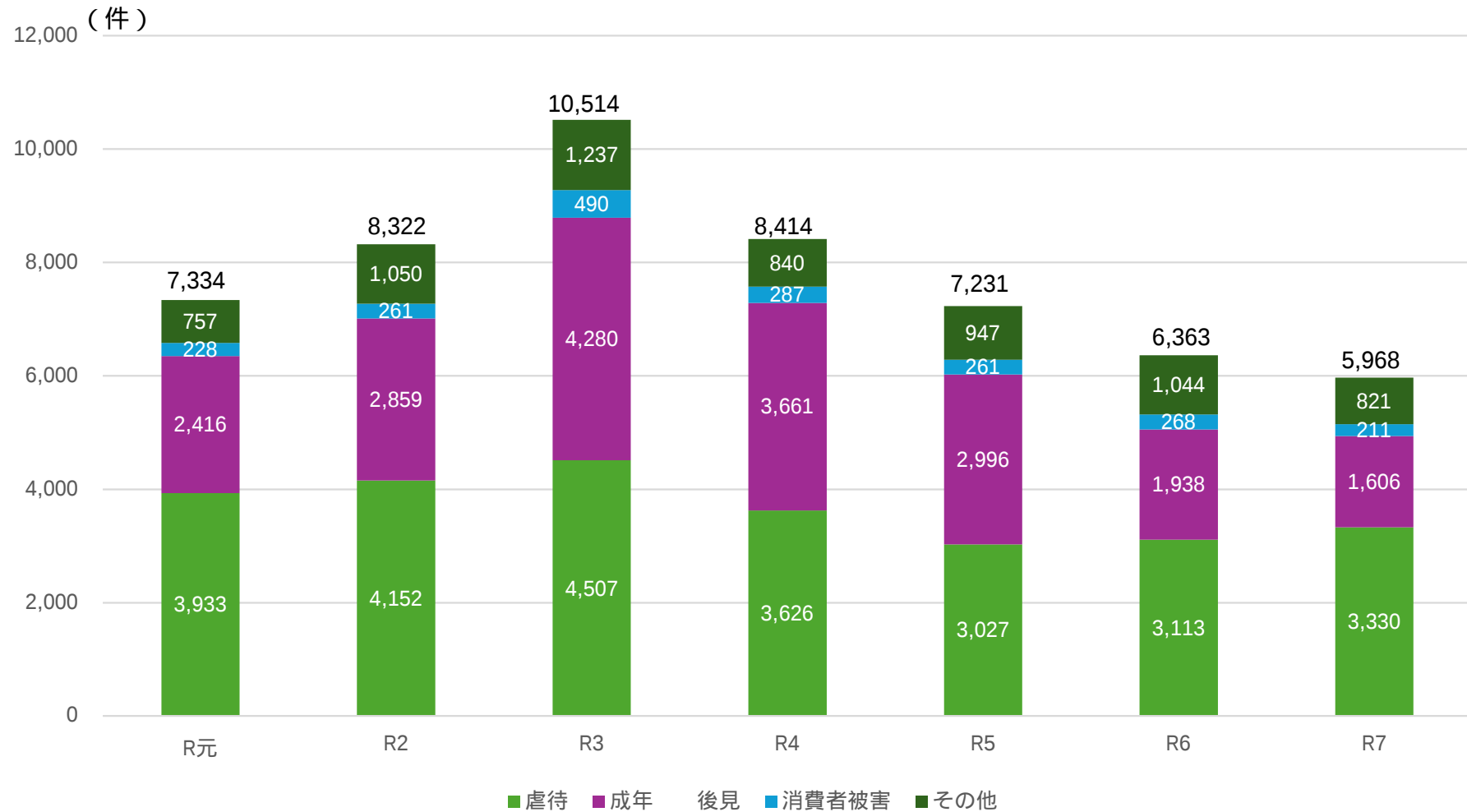
相談方法の内訳

主な相談方法は電話で、令和7年度は62%。来所による相談は令和3年度から増加し、18%となり、新型コロナウイルス感染症流行前の水準まで回復している。



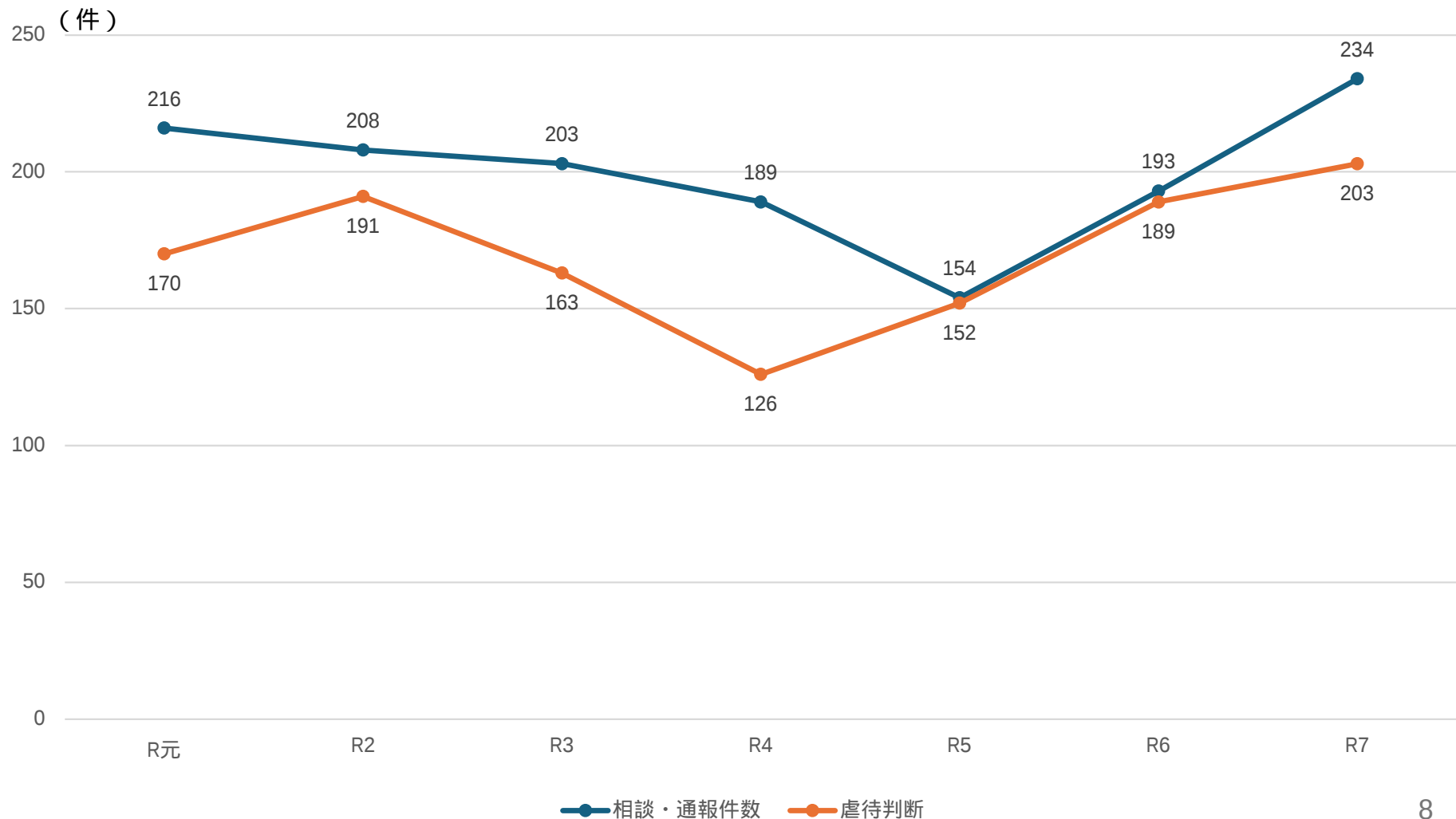
権利擁護に関する相談対応件数

権利擁護に関する相談は、令和3年度をピークに減少傾向。成年後見制度に関する相談は、令和3年度比62%減。虐待案件は微増傾向。



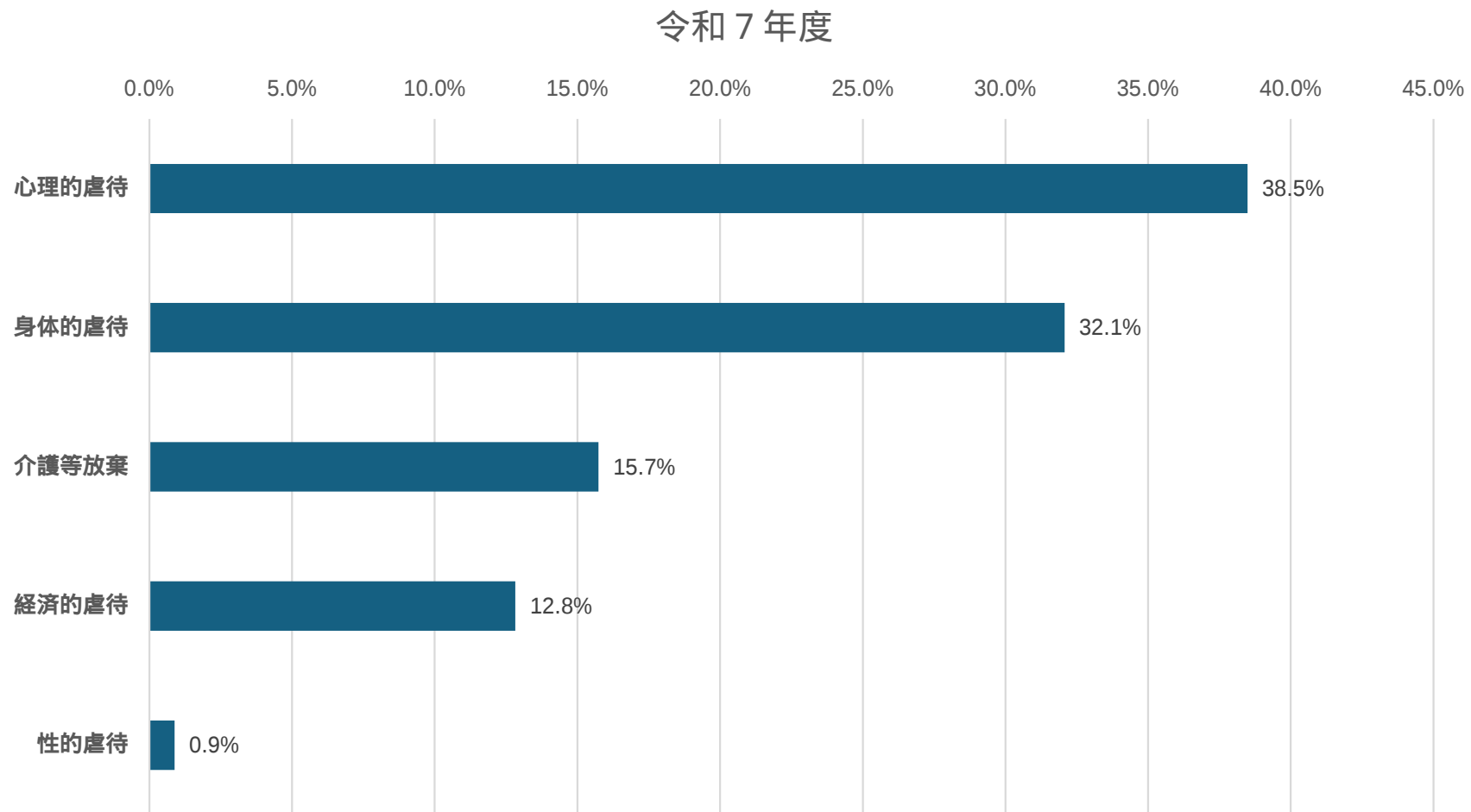
【参考】高齢者虐待の相談・通報件数と推移 (施設虐待を除く)

相談・通報件数は減少傾向が続いていたが、令和5年度から増加に転じ令和7年度は過去最多を更新。虐待判断に至った案件も令和4年度から増加傾向。



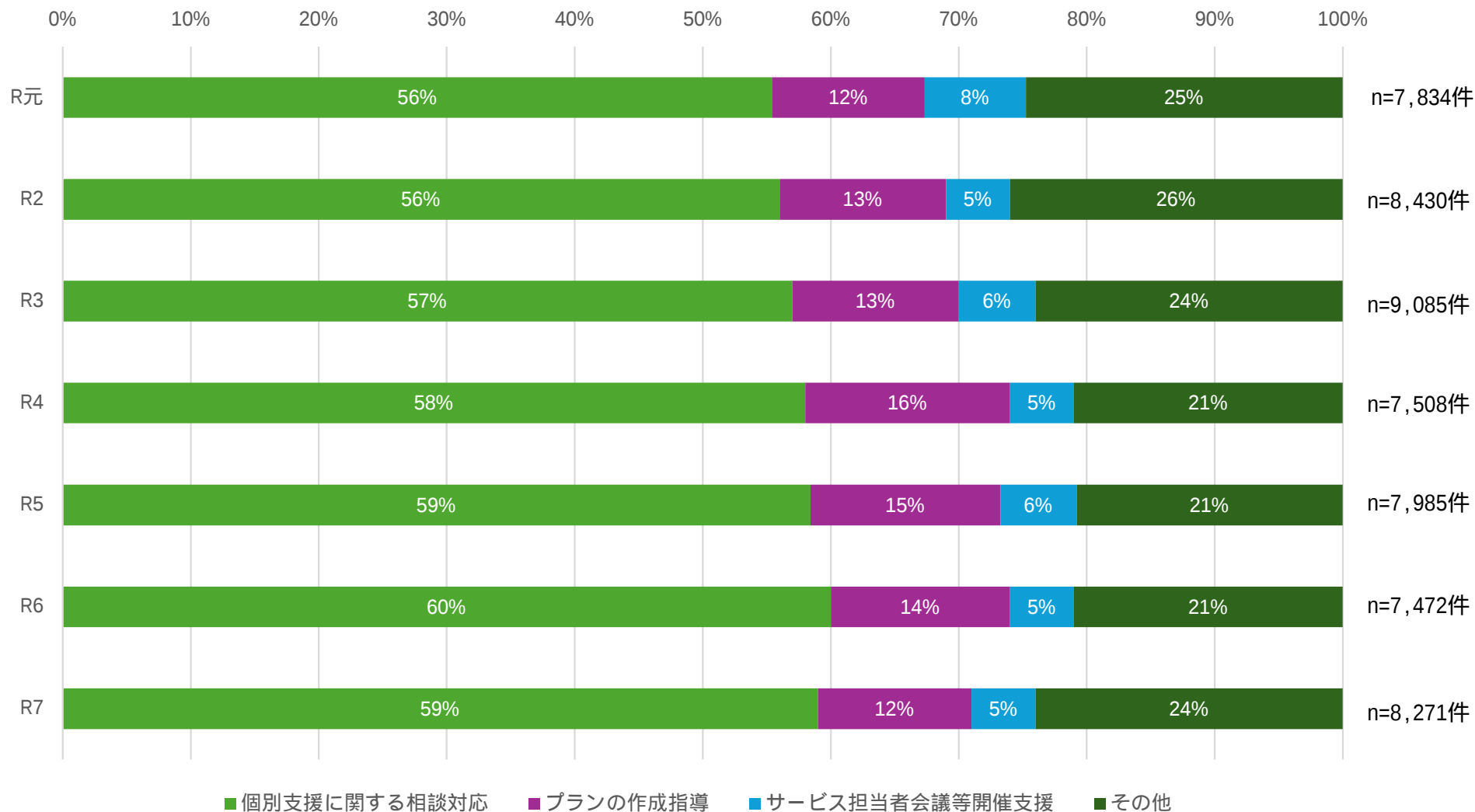
【参考】高齢者虐待の内容（施設虐待を除く）

心理的虐待が最も多く38.5%、次いで身体的虐待が32.1%となっている。



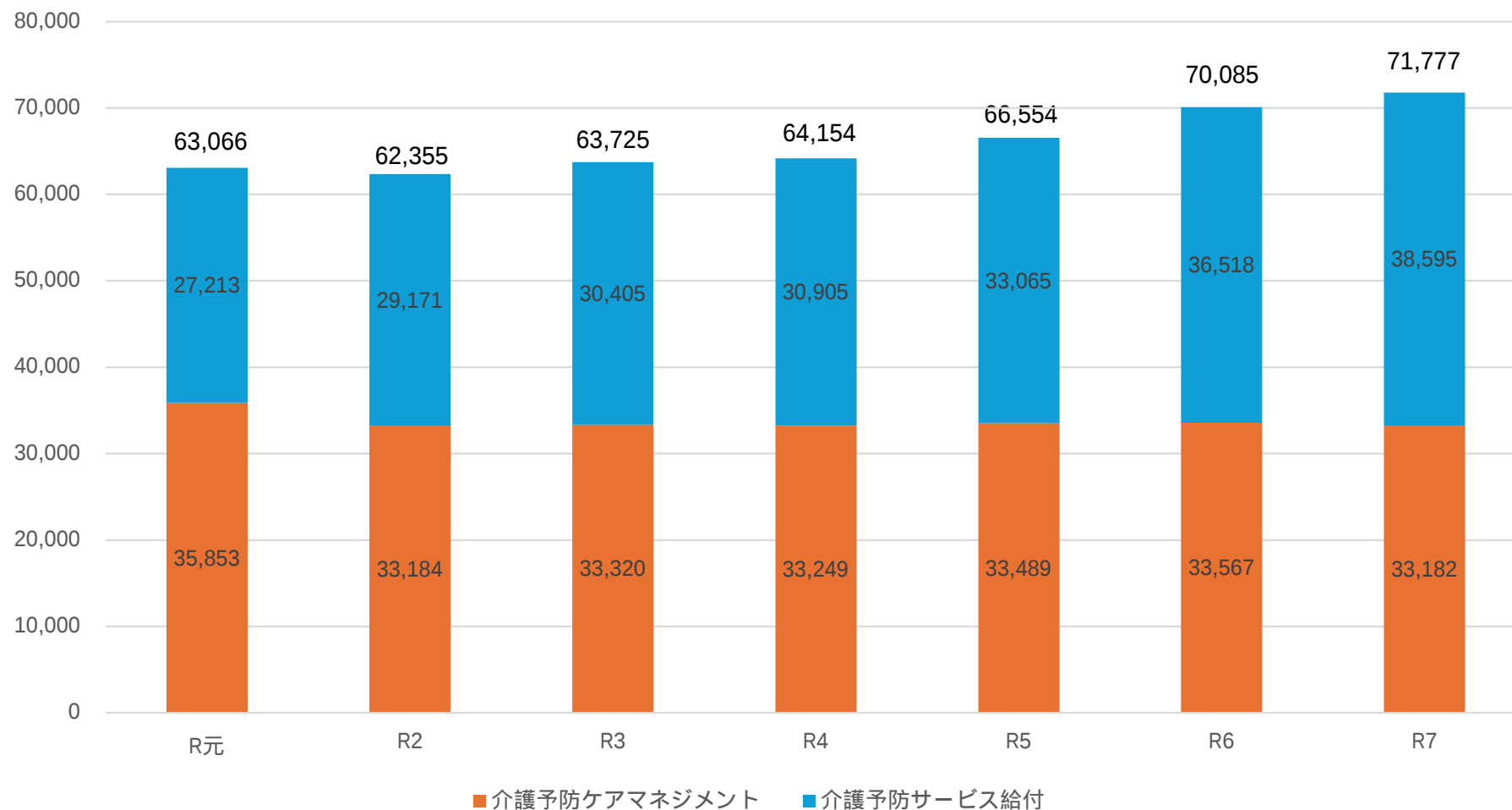
包括的・継続的ケアマネジメント (ケアマネジャー等への支援)

いずれの項目も横ばいで推移している。



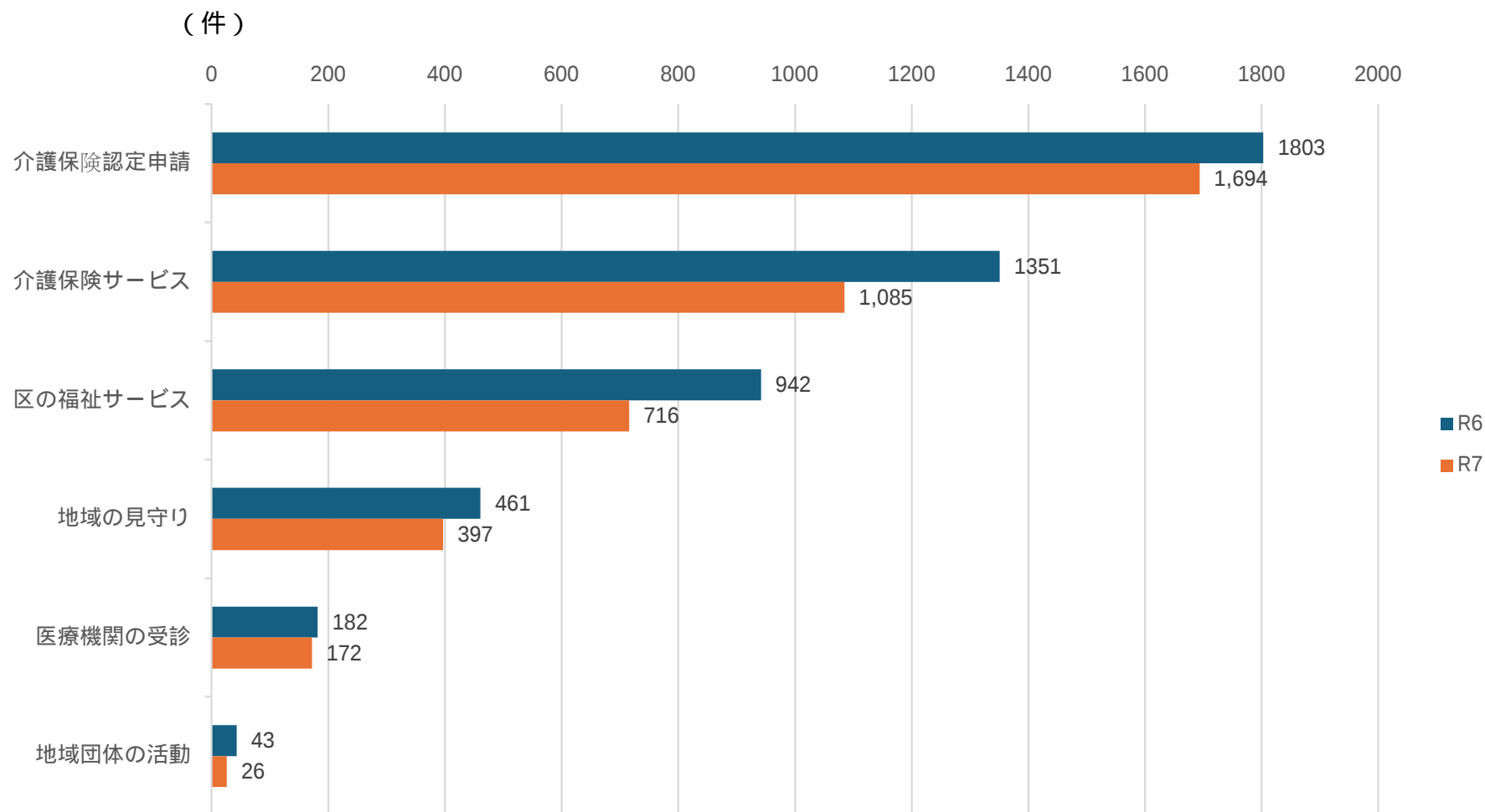
介護予防支援事業 (介護予防ケアプラン等の作成件数)

全体的に増加傾向にあり、「介護予防ケアマネジメント」と「介護予防サービス給付」の比率としては「介護予防サービス給付」の方が高い傾向が続いています。



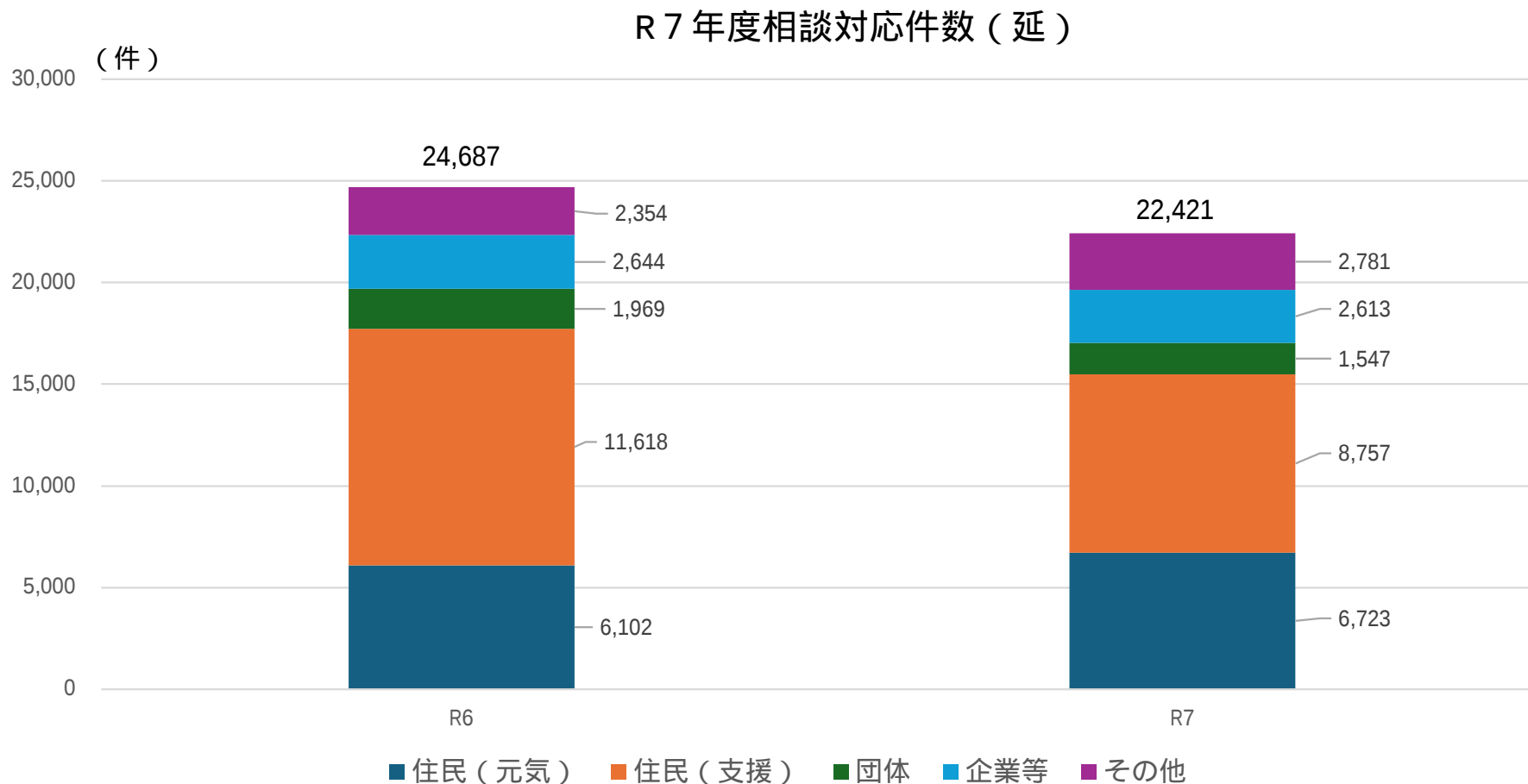
ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

ひとり暮らし高齢者等の個々の状況に応じた訪問支援においては、介護保険認定申請および介護保険サービスの利用が多く全体の約42%を占める。



生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター)

令和6年度から、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを1名配置。
相談対応では、支援を必要とする住民が最も多く、次いで地域活動などで活躍したい住民からの相談が多かった。



生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター)

生活支援コーディネーターによるコーディネート先は、街かどケアカフェ等の通いの場への紹介・参加が多かった。次いで、地域包括支援センターでの継続的な支援および介護保険サービスの紹介・利用が多かった。また、複数のコーディネート先を紹介することが多かった。

R7年度コーディネート先（重複回答）

